

遺産分割協議書

平成17年10月10日、市町番地 山田太郎の死亡により開始した相続の共同相続人である山田花子、山田一郎、山川さくらは、本日、その相続財産について、次の通り遺産分割の協議を行った。

1. 相続財産のうち、市町一丁目234番地宅地123.45平方メートル及び同所所在家屋番地234番居宅木造瓦葺2階建床面積一階67.00平方メートル二階34.00平方メートルの建物は、山田一郎（持分2分の1）及び山田花子（持分2分の1）の共有とすること
2. 相続財産のうち、株式会社 銀行 支店の定期預金（口座番号 ）1,000万円及び 株式会社の株式（株式番号 ）は、山田一郎の所有とすること
3. 相続財産のうち、信用金庫 支店の定期預金（口座番号 ）300万円は、山田さくらの所有とすること

右協議を証するため、本協議書を参通作成して、それぞれに署名、押印し、各自1通保有するものとする。

平成17年11月23日

市 町一丁目1番2号 山田一郎 印

市 町二丁目3番4号 山田花子 印

市 町三丁目5番6号 山川さくら 印

実印を押印し、各人の印鑑証明書を添付します。